

居宅介護支援（介護予防）事業者 代表者 様

居宅介護支援（介護予防）事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部高年介護課長

## 要支援者の区分変更時における給付管理等の取扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、改正介護保険法の施行により、居宅要支援者の居宅サービス計画の作成を地域包括支援センター（居宅介護予防支援事業所）において行うこととされました。これに伴い要支援者が状態悪化したことにより、介護度の変更が必要となり新規の要介護認定申請（以下「介護申請」という。）を行い、介護度が要支援から要介護に変更となった場合は、その者の居宅サービス計画の作成が居宅介護支援事業所に引き継がれることは、ご承知のとおりです。しかしながら、介護申請から認定結果まで通常 1 ヶ月程度の期間を要することから、申請月を超えて認定結果が出た場合において、申請月の給付管理をどちらの事業所が行うのかについて、様々なケースが考えられ、一部にその取扱いについて疑義が生じていました。このことについて、下記のとおり要支援者が要介護者となった場合の給付管理等の取扱いについて整理しましたので、ご留意いただきますとともに、貴所属介護支援専門員へご周知いただきますよう、通知いたします。

### 記

1. 通常、月の途中で要支援から要介護に変更となった場合においては、居宅サービス計画の作成は地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に引き継がれ、同月の給付管理は月末に担当することとなる事業所（（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所へ引き継ぐ場合を除く。）として当該居宅介護支援事業所が行うこととなります。（参考：厚生労働省 Q&A 問 37）
2. しかしながら、介護申請による認定結果が申請月を超え、翌月となった場合においては、要介護認定有効期間は申請日に遡って有効となるものの、要支援者だった被保険者が要介護者と認定された日以降において居宅介護支援事業者との契約及び居宅サービス計画作成（変更）届の提出が可能となることから、申請月の月末においては居宅サービス計画を作成すべき事業者が存在しないこととなります。この場合において、本市として居宅サービス計画作成（変更）届を申請日に遡及し、受理したものと取り扱ってきました。しかし、こうした取扱いを行ったケースの中に、遡って申請受理した居宅介護支援事業所が自ら申請月の月末までの介護サービス計画としての暫定ケアプランを作成して

いない不適切な取り扱いが含まれていたものと思われます。(大阪府 Q&A 問 18 参照)

3. つきましては、今後、要支援者が介護申請し、要介護者となった場合において、次のとおりの取り扱いとします。

- (1) 月途中において要支援から要介護に変更となった居宅要介護者の介護申請後の暫定プランを地域包括支援センターが作成していた場合(委託を含む。)において、要介護認定結果が翌月以降となった場合は申請月の月末において居宅介護支援事業所が存在しないこととなり、申請月における当該暫定プランを当該要介護者が作成したものとみなし、給付管理は本市が行います。したがって、本市での給付管理のうえで、当該月の暫定プラン(介護予防サービス・支援計画書)、サービス利用票及びサービス利用票別表等を市に提出してください。
- (2) 月途中において要支援から要介護に変更となった居宅要介護者の介護申請後の暫定プランを居宅介護支援事業所が作成した場合において、介護申請日又は遅滞なく居宅サービス計画作成(変更)届を市に提出してください。この場合において、当該居宅サービス計画作成(変更)届を市が仮受領したものとして取り扱い、要介護認定結果において要介護者となった場合は正式に受理し、申請日に遡って登録します。したがって、申請月の給付管理は当該居宅介護支援事業所が行います。
- (3) また、(1)において介護申請したにもかかわらず、要介護者と認定されずに申請が却下等となった場合においては、暫定プランを地域包括支援センターが作成していることから、引き続き契約が有効であるとみなし、暫定プランを正式プランとし、申請月の給付管理を地域包括支援センターが行います。
- (4) また、(2)において介護申請したにもかかわらず、要介護者と認定されずに申請が却下等となった場合においては、暫定プランを居宅介護支援事業所が作成しているため、当該暫定プランを当該要支援者が作成したものとみなし、給付管理は本市が行います。したがって、本市での給付管理のうえで、当該月の暫定プラン(居宅サービス計画書第1表~第3表)、サービス利用票及びサービス利用票別表等を市に提出してください。この場合においては、当該居宅サービス計画作成(変更)届は不受理とします。

4. この取扱は、平成 19 年 10 月 1 日以降の介護申請から適用するものとします。

なお、すでに介護申請をしており、当該要支援者の暫定プランを居宅介護支援事業所が作成しているケースについては速やかに居宅サービス計画作成(変更)届を市に提出してください。

担当・お問い合わせ先

羽曳野市保健福祉部高年介護課

企画調整担当 片上、渡辺

電話 072 958 - 1111 内線1361

Fax 072 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp

## （参考）

厚生労働省 老健局老人保健課事務連絡 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A Vol. 2

（問 37）月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり、事業者が変更となった場合の取扱いはどのように行うのか。

（答）月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり事業所が変更となった場合には、介護支援業務を行う主体が地域包括支援センターたる介護予防支援事業者から居宅介護支援事業者に移るため、担当する事業者が変更となるが、この場合には、月末に担当した事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く）が給付管理票を作成し、提出することとし、居宅介護支援費を併せて請求するものとする。

また、逆の場合は、月末時点で担当して地域包括支援センターたる介護予防支援事業者が給付管理を作成、提出し、介護予防支援費を請求するものとする。

（問 52）要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定プランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいか。

（答）いわゆる暫定プランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定プランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

平成19年度大阪府居宅介護支援事業者集団指導（平成19年8月23日開催）

介護保険サービスに係るQ&A（大阪府健康福祉部医務・福祉指導室作成）

（問18）要支援2で地域包括支援センターが予防プランを作成していた利用者が、5/10に介護新規申請した結果、6/20に申請日（5/10）に遡って要介護1と認定された。この介護認定の通知を受けて、地域包括支援センターから引き継いだら、5月分（予防プラン）の給付管理は誰が行うのか。

（答）区分変更等の申請により暫定ケアプラン（予防）の利用となっていた利用者について、当該申請結果により暫定ケアプランの作成者と異なる介護度（介護）に認定された結果、月末において給付管理を行うべき事業者が実質上存在しない場合は、利用者が自ら作成したものとみなして居宅介護支援費は請求されない。

この事例の場合は、5月分については自己作成として市町村で給付管理を行い、居宅介護支援事業者は6/20以降に契約を行い、6月から地域包括支援センターから引き継ぎを受けて給付管理を行うこととする。